

## 富里市環境審議会傍聴要領

富里市環境審議会

### 1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開始予定時刻までに、会場受付で氏名等を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

### 2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 会場内では、発言、質問はできません。
- (3) 騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (6) 会場内において、張り紙、ビラ、プラカード、のぼり等の持ち込み、又は、はち巻き、腕章等を着用しないこと。
- (7) 傍聴者用に貸与した資料は、傍聴終了後、直ちに事務局へ返却すること。
- (8) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

### 3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、会長及び事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、これに従わないときは、退場していただくことがあります。

### 4 会議の入退場

- (1) 会議開催後の途中入場は原則認めません。
- (2) 会議の内容によっては、一時退場していただく場合があります。
- (3) 傍聴者の都合により退場をする場合は、その旨を事務局に伝えてください。

## 富里市環境審議会の公開について

会議の公開 関係	傍聴	可とする
	定員	定員は10名とし、先着順とする ただし、会議室の関係等不都合がある場合は、 減員することができる
	会議資料	貸出とし、返却することとする
	周知方法	会議日程が決まり次第、富里市ホームページ で周知する